二　申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第九十一条第三項中「これらの規定に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある」を「次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　前二項に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二　申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

第九十一条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。

第九十五条第一項中「道府県」を「若しくは道府県」に、「又はその」を「その」に、「をした」を「をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をした」に改め、同条第二項中「また」を削り、同条第三項中「者は」を「ときは、その相手方としてその違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改める。

第九十六条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条」に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第九十六条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三に次の一項を加える。

5　道府県は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第百四十四条の六の二及び第百四十四条の三十二第九項において同じ。）が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第百四十四条の六の次に次の一条を加える。

第百四十四条の六の二　道府県は、オーストラリア軍隊が、第百四十四条の三第五項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、第百四十四条の二第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

第百四十四条の十二第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の十七第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「しなかつた者」を「しなかつたとき。」に改め、同項第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の十九第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十二第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第四項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十五第一項及び第二項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十六第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「者も」を「ときも」に改め、同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の二十八第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十二第一項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第百四十四条の三十三第一項中「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項及び第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者又は」を「とき、又は」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第五項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同項第六項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十七第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号及び第二号中「偽つた者」を「偽つたとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第四号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同項第五号中「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の三十九第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第百四十四条の四十一第一項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「軽油引取税の特別徴収義務者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第四項中「においては」を「には」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に、「納税者」を「ときは、その違反行為をした者」に改め、同条第六項及び第七項中「においては」を「には」に改める。